

令和 8 年度
釜石市地域脱炭素化促進事業等検討業務
特記仕様書

令和 8 年 8 月
釜石市市民生活部生活環境課

1 適用範囲

本仕様書は、釜石市（以下「発注者」という。）が受注者に委託する令和8年度釜石市地域脱炭素化促進事業等検討業務（以下、「本業務」という。）について適用する。受注者は、本業務の履行には、この仕様書のほか、関連法令等を遵守し、本特記仕様書に定めのない事項については、岩手県県土整備部「委託業務共通仕様書」によるものとする。

2 企業の実績及び資格等

<業務実績>

本業務の履行にあたっては、以下に示す企業実績を有することとする。

- ・過去5年以内に岩手県内において地方自治体が発注する地球温暖化対策実行計画の区域施策編を元請けとして受託し、完了させた実績
- ・過去5年以内に岩手県内において地方自治体が発注する再生可能エネルギーのゾーニング業務を元請けとして受託し、完了させた実績

<資格等>

以下に示した認証取得を有することとする。

- ・JIS Q 27001（ISO27001、ISMS：情報セキュリティマネジメントシステム）
- ・JIS Q 15001（プライバシーマーク：個人情報セキュリティ）
- ・JIS Q 14001（ISO14001：環境マネジメントシステム）

3 管理技術者

受注者は、本業務における管理技術者を定め、発注者に通知するものとする。なお、管理技術者は過去5年以内に岩手県内において地方自治体が発注する地球温暖化対策実行計画の区域施策編の実務経験を有する者とし、技術士（建設部門（都市計画及び地方計画）又は環境部門）あるいはRCCM（都市計画及び地方計画又は建設環境）の有資格者を配置することとする。管理技術者は、次に掲げる事項を行うものとする。

- （1）設計図書等に基づく業務の技術上の管理
- （2）照査結果の確認

4 照査技術者

受注者は、当業務における照査技術者を定め、発注者へ通知するものとする。なお、照査技術者は過去5年以内に岩手県内において地方自治体が発注する地球温暖化対策実行計画の区域施策編の実務経験を有する者とし、技術士（建設部門（都市計画及び地方計画）又は環境部門）あるいはRCCM（都市計画及び地方計画又は建設環境）の有資格者を配置することとする。照査技術者は、次に掲げる事項を行うものとする。

- （1）照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めること。
- （2）照査技術者は、業務の節目ごとにその結果の確認を行うとともに、成果の内容について受注者の責において照査を行うものとする。

5 主担当技術者

受注者は、本業務における主担当技術者を定め、発注者に通知するものとする。なお、主担当技術者には過去5年以内に岩手県内において地方自治体が発注する地球温暖化対策実行計画の区域施

策編を元請けとして受託した実績を有する者を含めるものとし、岩手県内常駐の者を最低1名配置することとする。

6 業務の目的

本業務は、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律による「地域脱炭素化促進事業」の推進に向けて、過年度に実施した再生可能エネルギーゾーニングの成果を踏まえ地域住民や事業者の合意形成が図られた促進区域を設定することを目的とする。また、環境や地域に配慮し、地域内経済循環に貢献する「地域に裨益する再エネ事業」を拡大するための施策を検討することを目的とする。

7 委託期間

契約締結の翌日から令和9年2月28日まで

8 関係法令等

本業務の受注者は本特記仕様書によるほか、次の各号に定める法令・計画等に準拠し実施するものとする。なお、当該法令・計画等の改正・改定等の際には、最新の内容を踏まえるものとする。

- (1) 地球温暖化対策の推進に関する法律（令和7年4月1日施行）
- (2) 気候変動適応法（令和5年6月1日施行）
- (3) 地球温暖化対策計画（環境省令和7年2月18日閣議決定）
- (4) 気候変動適応計画（令和5年5月30日閣議決定）
- (5) 長期低炭素ビジョン（環境省平成29年3月）
- (6) 第6次エネルギー基本計画（経済産業省令和3年10月）
- (7) 岩手県環境基本計画（令和3年3月）
- (8) 再生可能エネルギー発電事業に係る地域裨益協定の手引き（岩手県令和6年3月）
- (9) 第2次岩手県地球温暖化対策実行計画（令和3年3月）
- (10) 地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰制度（経済産業省資源エネルギー庁令和5年）
- (11) 釜石市再生可能エネルギー事業の適正な促進に関するガイドライン（令和6年4月）

9 業務内容

(1) 促進区域の設定

当市は、令和5～6年度にかけて、環境省の補助事業の一環で「再生可能エネルギーゾーニング事業」を行い、導入可能エリア(青色)、保全エリア(赤色)、調整エリア(黄色)を整理した。

促進区域の設定にあたっては、上記のうち「導入可能エリア」及び「調整エリア」を基本としつつ、事業実施における諸条件や最新の法規制を考慮し、促進区域を設定する。なお、区域検討の対象種別は太陽光発電、陸上風力発電、中小水力発電とする。

区域の検討にあたっては、事業者の再エネ導入の意向を把握しつつ、当市の釜石市再生可能エネルギービジョンに掲載している再エネ導入目標値、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の計画及び脱炭素先行地域等の取組と整合を図り、横断的な取組を実現できるよう考慮する。

(2) 地域脱炭素化促進事業の促進に係る施策の検討

上記(1)の区域を設定したうえで、地域脱炭素化促進施設の整備と併せて、以下の地域脱炭素化促進事業の推進に向けた各種施策を検討、立案するものとする。

- ・地域の環境保全のための取組

- ・地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

(3) 会議等の運営支援

本業務の期間中、環境審議会及び庁内の関連部署との会議を複数回実施する予定である。受託者は必要に応じて、会議資料の作成、会議への出席と議事録作成等の運営を支援する。

10 打合せ協議

本業務の全体打合せは、初回協議、中間協議、納品協議の3回を想定する。

11 成果品

受注者は以下に掲げる成果品を納品すること。

- | | |
|----------------------------|--------|
| (1) 業務報告書（A4版ファイル綴じ） | 正・副各1部 |
| (2) その他の業務資料（収集・作成した資料等） | 1式 |
| (3) 報告書、業務資料等の電子データ（DVD-R） | 1式 |

12 情報セキュリティ及び個人情報保護に係る事項

本業務は市民や事業者との相談窓口において個人情報を取り扱うことから、受注者は情報セキュリティ確保のための体制を構築し、個人情報等の漏洩防止を徹底すること。また、業務完了時に対応記録を報告すること。

13 環境配慮に係る事項

本業務は地域脱炭素の取組を通じ、ゼロカーボンシティの実現に寄与するものである。業務の履行にあたっては、環境負荷の低い資機材の利用等、環境への配慮を徹底すること。また、業務完了時に対応記録を報告すること。

以上